

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）その他関係法令に基づき、学校法人愛知学院（以下「本学院」という。）における公益通報又は公益通報に係る相談（以下「通報等」という。）を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、不正行為の早期発見とその速やかな是正を図り、もって本学院の健全な経営と教育研究体制の維持・発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において公益通報とは、本学院及び本学院が設置する学校の業務に関して法令もしくは本学院の諸規程に違反する行為（以下「法令違反行為」という。）が生じ又は生じようとしている事実（以下「通報対象事実」という。）を、不正の目的ではなく、本学院や行政機関等に通報することをいう。

2 次の各号に定める場合は、公益通報の対象から除外する。

- (1) 公益通報の内容が明らかに事実ではない又は著しく不分明な場合
- (2) 個人の人事上の処遇に関する苦情にあたる場合
- (3) その他、公益通報の対象として不適切であると認められる場合

3 この規程において公益通報者とは、通報等を行った者をいう。

(優先規程)

第3条 次の各号に掲げる規程に関する通報については、当該規程を優先するものとする。

- (1) ハラスメントの防止及び処理に関する規程
- (2) 学校法人愛知学院における公的研究費等の取扱規程  
(通報等を行うことができる者)

第4条 この規程において通報等を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教職員（非常勤講師及び臨時職員含む。）
- (2) 通報日から起算して1年以内に退職した教職員
- (3) 学生・生徒及びその保護者・保証人
- (4) 労働者派遣契約に基づく派遣職員及び委託契約に基づく職員等
- (5) 本学院役員（理事・監事）

(総括及び通報窓口)

第5条 本学院における通報等の処理に関しては、理事長が総括し、法人本部長が担当する。

2 通報等に対応するために、法務・コンプライアンス室を通報窓口とする。

(通報等の方法)

第6条 公益通報者は、通報窓口に対して、電子メール、書面又は窓口における面談により通報等を行うことができる。

2 通報窓口の職員以外の教員役職者及び職員管理職者が通報等を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は当該公益通報者に対して通報窓口に通報等を行うように助言しなければならない。

(禁止事項)

第7条 公益通報者は、不正に利益を得る目的、本学院又は第三者に損害を加える目的その他不正な目的をもって通報等を行ってはならない。

(通報等への対応)

第8条 通報窓口の職員は、公益通報者から通報等を受けたときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

2 理事長は、通報窓口の職員から前項の通知を受けたときは、速やかに通報対象事実に関する調査の開始その他通報等に対する対応を決定しなければならない。

3 理事長は、通報対象事実に関して調査を行う必要があると判断するときは、調査を行わせるために調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

4 委員会については、この規程によるほか、別に定める。

(調査の実施)

第9条 委員会は通報対象事実に関する調査のため、調査対象部課所に対して関係資料の提出、事実の報告その他調査に必要な行為を求めることができる。

2 調査対象部課所の職員は、委員会から調査に関する協力要請があった場合は、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

3 委員会は、通報等の内容において高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の有識者に意見を求めることができる。

(遵守事項)

第10条 委員会は、通報等に関する職務の遂行にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。

(2) 調査にあたっては、公平公正の理念に基づき、事実に基づいた調査報告をしなければならない。

(3) 職務上知り得た事実並びに公益通報者の氏名、公益通報者を特定できる情報及び特定につながりうる情報を他の者に開示又は漏洩してはならない。その任を離れた後も同様とする。

(4) 委員会の委員は自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(是正措置)

第11条 委員会は通報対象事実に関する調査が終了したときは、その結果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、法令違反行為が確認された場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(公益通報者の保護)

第12条 本学院は公益通報者に対して、通報等をしたことを理由に本人が不利益を被る取扱いをしてはならない。ただし、公益通報者が不当な目的をもって通報等を行った場合はこの限りではない。

2 理事長、法人本部長、通報窓口の職員等公益通報に係る職務に関与する者は、当該職務に関して知り得た事実並びに公益通報者の氏名、公益通報者を特定できる情報及び特定につながりうる情報を他の者に開示又は漏洩してはならない。その任を離れた後も同様とする。

(通知)

第13条 理事長は公益通報者に対して、通報等の受理、通報対象事実の有無、通報対象事実が確認された場合の是正措置及び違反行為者の処分等について速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第14条 理事長は、是正措置を行った後、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

(1) 法令違反行為の再発のおそれがないこと。

(2) 是正措置が機能していること。

(3) 公益通報者に対して不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないこと。

(公益通報制度に関する広報)

第15条 理事長は、通報等の仕組みや法令遵守の重要性について教職員等に対して周知徹底を図らなければならない。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、法務・コンプライアンス室が取り扱う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月1日)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。